

かつびMANSION LANインターネット利用サービス契約約款



第1節 総則

第1条 (サービスの提供)

株式会社ケーブルテレビ品川（以下「当社」といいます。）は、電気通信事業法（昭和59年法律第86号、以下「法」といいます。）その他の法令の規定に従い、当社の定める「かつびMANSION LAN インターネット利用サービス契約約款」（以下「本約款」といいます。）により、インターネット接続および電子メール等のインターネットアプリケーションの利用を目的とした「かつびMANSION LAN インターネット利用サービス」（以下「本サービス」といいます。）を提供するものとします。

第2条 (契約者の定義)

当社の指定する手続きに基づき、締結した「MIL-Cシステムサービスに関する建物基本契約書」（以下「基本契約」といいます。）に明記された物件（以下「本物件」といいます。）に居住の区分所有者および占有者で、当社に対し、所定の方式により申し込みをした者を加入契約者（以下「契約者」といいます。）と定義します。

第3条 (サービス内容・利用料金)

本サービスのサービス内容および利用料金は、基本契約に明記された内容といたします。

第4条 (本約款の変更)

当社は、本約款を契約者の承認を得ることなく変更することがあります。その場合の提供条件は、変更後のかつびMANSION LAN インターネット利用サービス契約約款によります。
2. 本約款を変更する場合は当該変更により影響を受ける契約者に対しては、当社の定めた方法により、事前にその内容を通知します。

第5条 (権利譲渡等の禁止)

契約者は、本サービスの提供を受ける権利を第三者に譲渡、質入れまたは貸与することはできません。ただし、契約者が以下に定める第三者のサービスを利用するために、当該第三者に対して本サービスを供する場合はこの限りではありません。
・KDDI株式会社の提供するauフェムトセル (VoLTE) サービス
・ソフトバンク株式会社が提供するホームアンテナFTサービス

第2節 利用契約

第6条 (契約の申し込み)

本サービスの利用申し込みをする方（以下「申込者」といいます。）は、当社が別に定める契約申込書に所定の事項を記載して当社に提出するものとします。

第7条 (契約の成立)

本サービスの利用契約は、本サービスの利用申し込みに対して、当社がこれを承諾したときに成立するものとします。

第8条 (申し込みの拒絶)

当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、本サービスの利用申し込みを拒絶する場合があります。

- 申込者が利用契約上の義務を怠るおそれがある場合
- 申し込み内容に虚偽の事実を記載した場合
- 当社の業務の遂行上または技術上著しい困難がある場合
- 申込者が当社または本サービスの信用を毀損するおそれがある方法で当該サービスを利用するおそれがある場合
- その他、前各号に準じる場合で、当社が本サービスの契約締結を不適当と判断した場合

第3節 本サービスの停止等

第9条 (当社が行う本サービス提供の制限)

当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、本サービスの提供を制限することがあります。
(1) 天災・地震その他の非常事態の発生により、通信需要が著しく輻輳し、通信の一部または全部を接続することができなくなったとき
(2) 契約者が、当社の電気通信設備に過大な負荷を生じさせる行為を行ったとき
(3) 契約者に送信される電子メールの送信元（ドメイン名・電子メールアドレス・インターネットアドレス等）が虚偽または実在しないと当社がその時点で判断したとき
(4) 契約者に送信される電子メールの送信元が当社所定の基準により制限する必要があると判断した電子メールの送信元であったとき
(5) 契約者が閲覧しようとするホームページ・画像・映像、その他契約者が接続しようとする通信対象（以下「通信対象」といいます。）が、一般社団法人インターネットコンテンツセキュリティ協会から当社に提供される児童ポルノ関連ページ等のリスト（以下「リスト」といいます）の内容に合致したとき
(6) 通信対象が、リストと同一ドメイン名で管理されているとき
2. 当社は、前項第1号または第2号により本サービスの提供を制限するときは、契約者に対しその理由および制限期間を、当社の定める方法により告知します。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。
3. 当社は、第1項第3号または第4号により本サービスの提供を制限するときは、契約者に通知または告知することなく、電子メールの受信を拒否または配信を遅延させることがあります。
4. 当社は、第1項第5号または第6号により本サービスの提供を制限するときは、契約者に通知または告知することなく通信対象の接続を制限します。

第10条 (当社が行う本サービス提供の停止)

当社は、契約者が次の各号のいずれかに該当する場合には、本サービスの提供を停止することがあります。
(1) 本サービスの利用にあたり、当社、本サービスを提供しているインターネットサービスプロバイダ、保守管理者または第三者の著作権等を侵害する行為を行った場合
(2) 本サービスの利用にあたり、当社、本サービスを提供しているインターネットサービスプロバイダ、保守管理者または第三者に対し、誹謗、中傷を行った場合または不利益を与える行為を行った場合
(3) 本サービスの利用にあたり、明らかに公序良俗に反する場合
(4) 本サービスの利用にあたり、法令に違反または違反するおそれがある場合
(5) 本サービスを使用して、営利を目的とした行為を行った場合
(6) 本サービスを使用し、ID及びパスワードを不正に使用した場合
(7) 本サービスを使用し、コンピュータウイルス等有害なプログラムを、インターネットシステムを通じて入手または提供する行為を行った場合
(8) 本サービスの運営を妨げる場合
(9) 第19条（機密保持）、第20条（管理責任）第1項、第3項および第4項の規定に違反する行為を行った場合
(10) その他、当社が本サービスの提供に際して不適当と判断する行為を行った場合
2. 当社は前項の規定により、本サービスの提供を停止するときは契約者に対しその理由および停止期間を当社の定める方法で通知します。

第11条 (当社が行う本サービス提供の休止)

当社は、次の各号のいずれかに該当する場合、本サービスの提供を休止することがあります。
1. 当マシオンおよび、本サービスを提供しているインターネットサービスプロバイダの電気通信設備の保守上または工上やむを得ない場合
2. 当マシオンおよび、本サービスを提供しているインターネットサービスプロバイダの電気通信設備に障害が発生した場合
(3) その他電気通信事業者または特別第二種電気通信事業者の電気通信設備に障害が発生した場合
2. 当社は、前項第1号の規定により本サービスの提供を休止するときは、その7日前までに契約者に対しその旨を当社の定める方法で通知します。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。
3. 当社は、第1項第2号、第3号の規定により本サービスの提供を休止しようとするときは、契約者に対し、

その理由、実施期日および実施期間を当社の定める方法で通知します。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。

第12条 (本サービスの廃止)

当社は、都合により本サービスを廃止する場合があります。この場合、廃止と同時に利用契約は終了するものとします。
2. 当社は、前項の場合には、契約者に対し廃止する6ヶ月前までに書面によりその旨を通知します。

第4節 契約の解除等

第13条 (当社が行う利用契約の解除)

当社との本物件に対する基本契約が終了した場合は、自動的に本サービスを解除し、サービスの提供を終了します。
2. 第10条（当社が行う本サービス提供の停止）の規定により本サービスの利用を停止された契約者が、本サービスの停止期間内になおその事実を解消しない場合には、利用契約を解除できるものとします。
3. 当社は、契約者が第10条（当社が行う本サービス提供の停止）第1項各号のいずれかに該当する場合で、その事実が当社の業務の遂行上支障を及ぼすと認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条に定める本サービスの提供の停止をすることなくその利用契約を解除することができるものとします。
4. 当社は、契約者の利用継続が不適当と判断した場合にも、利用契約を解除できるものとします。
5. 当社は、本サービスの解除を行うときは、契約者に対しその理由を当社の定める方法で通知します。

第14条 (契約者が行う利用契約の解約)

本サービスの契約者は、毎月末日付にて利用契約を解約することができます。この場合当該契約者は、前月末日（当日消印有効）までに書面にて郵便によりその旨を当社に通知するものとします。
2. 当社が定めた要件を満たす契約者については、解約手続きについて簡略化できることがあるものとします。

第5節 損害賠償等

第15条 (損害賠償の免責および特約事項)

当社は、当社の責に帰すことができない事由により、契約者が本サービスの利用に関して損害を被った場合でも、何等責任を負わないものとします。
2. 当社が、第9条（当社が行う本サービス提供の制限）、第10条（当社が行う本サービス提供の停止）、第11条（当社が行う本サービス提供の休止）、または、第12条（本サービスの廃止）の規定により、本サービスの提供を制限、停止、廃止、中止、終了したことによって、契約者に損害が生じた場合、当社は免責されるものとします。
3. 契約者が、本サービスの利用により第三者に損害を与えた場合、当該契約者は自己の責任と費用において解決し、当社に損害を与えないものとします。
4. 契約者が、第19条（機密保持）、第20条（管理責任）第1項、第3項、第4項について、過失、不正、違法な行為を犯し、当社に損害を与えた場合には、当該契約者に対して相応の損害賠償の請求を行うことができるものとします。

第6節 雑則

第16条 (本サービスの接続契約者の管理範囲)

本サービスのネットワークシステムの所有区分は外部より各戸へ通ずるハブまでを共用部とし、それより先のケーブル、各戸内のハブ、情報コンセントは契約者個人の所有物とし、契約者個人にて管理するものとします。

第17条 (個人情報)

当社は契約者の個人情報について、当社が定める「個人情報保護方針」に基づいて適正に取り扱うものとします。
2. 契約者の個人情報の取り扱いについて必要な事項は、当社が定める「個人情報の取り扱いについて」において公表するものとします。

第18条 (通信の秘密)

当社は、法第4条に基づき、契約者の通信の秘密を守るものとします。
2. 当社は、刑事訴訟法第218条（令状による差押え・捜査・検証）その他同法の定めに基づく強制の処分が行われた場合には、当該法令及び令状に定める範囲で、前項の守秘義務を負わないものとします。
3. 当社は、警察官、検察官、検察事務官、国税職員、麻薬取締官、弁護士、裁判所等の法律上の照会権限を有する者から、法令等に基づき照会を受けた場合、第1項の規定にかかわらず、契約者の通信の照会に応じることができるものとします。

第19条 (機密保持)

契約者および当社は、本サービスの提供に関連して知り得た相手方の機密情報を、利用契約終了後といえども相手方の同意なしに第三者に開示、提供しないものとします。
2. 当社は、刑事訴訟法第218条（令状による差押え・捜査・検証）その他同法の定めに基づく強制の処分が行われた場合には、当該法令及び令状に定める範囲で、前項の守秘義務を負わないものとします。
3. 当社は、警察官、検察官、検察事務官、国税職員、麻薬取締官、弁護士、裁判所等の法律上の照会権限を有する者から、法令等に基づき照会を受けた場合、第1項の規定にかかわらず、機密情報の照会に応じることができるものとします。
4. 当社は、第1項の規定にかかわらず、当社と秘密保持条項を含む業務委託請負契約を締結した外部委託業者等に、当社が業務上必要な契約者の機密情報を提供することがあります。

第20条 (管理責任)

契約者は、ID、パスワード、インターネットアドレスおよびドメイン名の管理、使用に対し責任を持つものとし、その管理、使用により発生した一切の債務を自己の責任および費用負担において解決し、当社および本サービスを提供しているインターネットサービスプロバイダ、保守管理者には一切損害を与えないものとします。
2. 当社および本サービスを提供しているインターネットサービスプロバイダ、保守管理者は、契約者が本サービスを利用して行う行為について一切責任を負わず、契約者が、本サービスの利用により、他の契約者、第三者に損害を与えた場合、契約者自身の責任と費用において、解決する義務を負うものとします。
3. 契約者は、ID、パスワードの喪失、盗難の場合には速やかに当社に報告するものとし、その報告があった場合および当社がその事態に気づいた場合も含め当社は当該ID等の使用を中断します。ただし、第三者の不正使用により契約者が損害を被っても、当社および本サービスを提供しているインターネットサービスプロバイダ、保守管理者は一切責任を負わないものとします。
4. 契約者は、本サービスを第三者に利用させてはならず一方契約者以外の第三者が同サービスを利用した場合にはその利用に関し全責任を負うものとします。この場合、第三者の不正使用により契約者が損害を被っても、当社および本サービスを提供しているインターネットサービスプロバイダ、保守管理者は一切責任を負わないものとします。
5. 当社および本サービスを提供しているインターネットサービスプロバイダ、保守管理者は、契約者のデータについて一切の責任を持たず、そのデータのバックアップは契約者の責任において行うものとします。

第21条 (遵守事項)

契約者は、本約款その他当社の定める利用案内、利用上の制約等を遵守するものとします。

第22条 (国内法への準拠)

本約款は日本国内法に準拠するものとし、利用契約により生じる一切の紛争等については東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第23条 (定めなき事項)

本約款に定めなき事項が生じた場合は、当社、契約者は契約締結の主旨に従い、誠意をもって協議の上、解決

に当たるものとします。

附則

本約款は、2016年11月1日より施行します。

●クレジットカード支払いに関する特約

1. 契約者は、契約者が指定するクレジットカードで、当該クレジットカード会社の規約に基づいて料金を支払うものとします。
2. 契約者は、契約者から当社に申し出ない限り、継続して前項と同様に料金を支払うものとします。また、契約者が指定したクレジットカード会社の指示により、契約者が指定したクレジットカード以外で、当社が料金等の請求をした場合も、契約者は、当該請求に基づき支払うものとします。
3. 契約者が指定したクレジットカード番号および有効期限に変更があった場合、契約者は遅滞なく当社にその旨を連絡するものとします。ただし、契約者は、契約者が指定したクレジットカード会社より、クレジットカード番号および有効期限に変更があった旨の通知を当社が受ける場合があることを、あらかじめ承諾するものとします。
4. 当社は、契約者が指定したクレジットカードの会員資格を喪失した場合はもちろん、契約者の指定したクレジットカード会社の利用代金の支払状況によっては、当社または契約者の指定したクレジットカード会社の判断により一方的にクレジットカード支払いを拒否するものとします。